見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調達件名	新型コロナウイルスにかかる還付入力業務
発 注 課	子) 保育推進課
選定事業者	りらいあコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 網野 孝
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)	

利用者負担額は一旦、保護者に全額支払ってもらい、その後、日割り計算を行い、差額 を還付することとなるが、保護者の家計への負担等を考慮すると、速やかに還付する必要 がある。

還付を行うためには、子ども・子育て支援システム(以下、「システム」という。)に還付情報の入力を行う必要があるが、「札幌市子ども・子育て支援事務センター」を運営しているりらいあコミュニケーションズ株式会社(以下、「りらいあ」という。)において、令和元年度から現在に至るまで、幼児教育・保育の無償化にかかる業務を札幌市から受託し、システム操作を伴う事務を遂行しているところである。

仮にりらいあ以外の事業者が受託した場合、システム操作を伴う事務の習熟や作業環境の整備等に相当な時間と経費を要し、速やかな還付を実現することが極めて困難である。また、経費の面を考慮しても、事務スペースの確保を含めて、環境を整えるには相応の金額が必要となることから、既にその環境を有しているりらいあと契約することが望ましいと考える。

これらのことから、迅速で確実な還付の決定、かつ業務の効率化を図るため、契約の相手が特定の者に限定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号により特定随意契約といたしたい。

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号

 決 定 日
 令和3年7月13日